

令和8年第5回三股町農業委員会総会審議結果

日程第6

議案第21号 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
可決（ 9 ）

日程第7

議案第22号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について
可決（ 1 ）

日程第8

議案第23号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について
可決（ 1 ）

日程第9

議案第24号 令和8年度利用権借受候補者（推薦農業者）の承認について
可決（ 2 ）

日程第10

議案第25号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農
用地利用集積等促進計画の意見決定について
可決（ 44 ）

日程第11

議案第26号 令和7年度農業委員会及び推進委員等の最適化活動の点検・評
価について
可決（ 16 ）

令和8年第5回三股町農業委員会総会会期及び会期日程

1. 会 期 5月28日（木曜日）1日間

2. 場 所 三股町役場4階第1会議室

時 間 9時00分開会

3. 会期日程 5月28日（木曜日）

議 案 審 議

出席者

1番委員	小倉 休幸
2番委員	下石 昭廣
3番委員	内村 介貞
4番委員	中石 均
5番委員	馬渡 芳文
6番委員	溝口 良信

農地利用最適化推進委員	前田 万
農地利用最適化推進委員	兒玉 道郎

欠席者 なし

議案説明のため総会に出席した者

事務局	局 長
事務局	局長補佐
事務局	係 長

(一 同 礼)

開 会 9 時 00 分

事務局

開会時間となりました。全員ご着席ください。会長におかれましては、議事の進行をお願いします。

議長（溝口 良信）

それでは、ただ今から令和8年第5回三股町農業委員会総会を開催いたします。本日は定足数に達しておりますので総会は成立いたします。また、本日は農業委員会会議規則第2条第5号において、農地利用最適化推進委員の前田委員と兒玉道郎委員が会議に出席し、担当区域においての説明をしていただきます。これについては、会長の方で許可をしております。本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。まず、日程第1、会議録署名委員に5番委員の馬渡芳文さん、1番委員の小倉休幸さんを指名いたします。続きまして、日程第2、会期の決定をおはかりいたします。会期は今日1日間にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長（溝口 良信）

異議なしと認めます。よって会期は今日1日間に決定しました。日程に従いまして、議事にはいります。日程第3、報告第9号農地法第18条第6項の規定による通知について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第9号農地法第18条第6項の規定による通知について報告するもので、合計40件61筆63,730㎡、うち田が31筆36,676㎡、畑が30筆27,054㎡でございます。詳細につきましては、基盤強化法による合意解約が2頁32番から5頁51番、機構法による合意解約が6頁35番から10頁54番のお目通しをお願いいたします。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、次の報告にすすみます。日程第4、報告第10号使用貸借契約の合意解約について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第10号使用貸借契約の合意解約について報告するもので、合計2件2筆1,480㎡、うち田が1筆477㎡、畑が1筆477㎡でございます。詳細につきましては、機構法に関する総会資料が12頁1番と2番のお目通しをお願いいたします。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次に移ります。日程第5、報告第11号農地法第3条の規定による許可書の返戻について報告いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

報告第11号農地法第3条の規定による許可書の返戻について報告するもので、合計1件2筆1,211㎡、うち田が2筆1,211㎡でございます。詳細につきましては、総会資料14頁1番のお目通しをお願いいたします。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次に移ります。日程第6、議案第21号農地法第3条の規定による許可申請の許可について提案いたします。なお、本件の受付番号36番と37番につきましては、議事参与の制限により1番小倉委員はしばらくの間、退席をお願いすることになります。36番と37番につきましては、順番を繰り下げ提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第21号農地法第3条の規定による許可申請の許可についてでございます。合計8件12筆9,170㎡、うち田が11筆8,726㎡、畑が1筆444㎡でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第21号農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。総会資料16頁になります。別冊の航空写真と合わせてご覧ください。受付番号34番と35番は関連がありますので、続けて説明いたします。受付番号34番、受付年月日：令和8年5月11日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地 長田字千才丸1961番1、地目：田、329㎡です。受付番号35番の農地との受人の要望による所有権移転（交換）となっております。受人は、田上地区で水稻、自家消費用の露

地野菜を作付けされており、農業歴 23 年です。農機具はトラクター、耕運機等を所有されています。労働力は妻と 2 名です。農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。続きまして、受付番号 35 番、受付年月日：令和 8 年 5 月 11 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地 長田字山神迫 1831 番 3、地目：畑、面積が 444 m²です。受付番号 34 番の農地との、渡人の要望による所有権移転(交換)となっております。受人は、田上地区に農地を 3,740 m²所有されており、農機具は、トラクターを所有、近年は体調不良のため耕作はされていませんが、農地の保全管理をされています。受人の農業歴は 22 年で、労働力は妻と 2 名です。農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

受付番号 34 番、35 番につきましては、私の方から説明致します。5 月 26 日に第 3 ブロック委員 3 名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。お互いの農地が自宅近くにあり、交換をするという所であります。通作距離についても田上集落内にあり、それぞれ 5 分以内であり、なんら問題もないところであります。機械もトラクター、管理機等もあります。説明でもありましたように、〇〇さんは体調を崩しておられますが、農地の管理はしておられるとの事があります。お互いに稼働力も 2 名ありまして、所有権移転する事になんら問題もないというところであります。利用要件、従事要件、調和要件など特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

こちらの件について、なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします

事務局

続きまして、36 番、37 番は順番を繰り下げまして、受付番号 38 番の説明を致します。受付番号 38 番、受付年月日：令和 8 年 5 月 11 日、受人：〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地 蓼池字川原 1191 番、地目：田、面積が 1,354 m²です。受人の増反による所有権移転（売買）となっております。受人は、都城市にて農地所有適格法人として約 3 h a の農地にてイタリアン、スーダングラスなどの飼料作物を栽培されており、法人設立年は平成 17 年で、農機具はトラクターを所有されています。農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要

件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

3番委員（内村 介貞）

受付番号38番は5月26日に第4ブロック委員3名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は都城にてブロイラーの生産及び加工販売等を中心に農業経営をされており、隣接地にて生産をされております。飼料作物を中心に耕作されており、農地の拡大を図るため所有権移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件など特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号39番、受付年月日：令和8年5月11日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地 蓼池字綿丸720番1、地目：田、面積が960㎡です。受人と渡人は、親戚（おじとおいの関係）で受人の増反による所有権移転（贈与）となっております。受人は、樺山地区にて水稻を作付けされ、農業歴は5年です。農機具はトラクター、コンバイン、田植機、乾燥機を所有されています。受人の労働力は1名です。農地法第3条第2項各号には該当せず、取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

3番委員（内村 介貞）

受付番号39番は5月26日に第4ブロック委員3名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は町内在住で、水稻を中心に農業経営を行っております。機械も充実し、農作業に従事するものは1名です。農地の拡大を図るため贈与による所有権移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件、特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 40 番、受付年月日：令和 8 年 5 月 11 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地 長田字政矢谷 5498 番 2、地目：田、面積は 523 m²です。渡人の農業廃止による所有権移転（売買）となっております。受人は、樺山、梶山地区で水稻を作付けされ、農機具はトラクター、コンバイン等を所有されています。受人の労働力は 1 名です。農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（兒玉 道郎）

受付番号 40 番につきましては、5 月 26 日に第 3 ブロック委員 3 名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は上米地区に住んでいて大工をしながら水稻を中心に農業経営を行っております。トラクター、コンバイン等も所有されており、機械能力もあります。農作業に従事するのは本人のみの 1 名です。現地確認の時に農地への進入路が無い事が分かり、県道 33 号線沿いではありますが、県道から農地までの高さが 4 m あり、進入路が見当たらなかったため、事務局に確認した所、申請地の東側に渡人の実家跡地があり、その場所を今年 4 月に受人が所有されたという事で、そこから進入するとの事が分かりました。状況から見ても効率的に利用できるものと見込まれます。農地の拡大を図るため、所有権移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件など特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 41 番、受付年月日：令和 8 年 5 月 11 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇

○、申請地 長田字大野 5549 番 3、地目：田、面積は 139 m²です。渡人の農業廃止、受人の増反による所有権移転（売買）となっております。受人は、長田地区にて杉苗の栽培し種苗組合に販売されており、農業歴は 1 年です。農機具は、管理機を所有され、労働力は 1 名です。農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（兒玉 道郎）

受付番号 41 番につきましては、5 月 26 日に第 3 ブロック委員 3 名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。受人は大野地区に住んでおり、平日は〇〇大学の実習員の管理者をしながら、杉苗の栽培をされております。管理機等所有しており、農作業に従事するのは本人の 1 名です。数年前から申請地を借りて杉苗の栽培を行っており、現地確認をした時も沢山の杉苗ポットがありました。状況から見ても効率的に利用できると思込まれます。杉苗生産の拡大を図るため所有権の移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件、特に問題ないものと判断し許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、議案第 2 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について受付番号 34 番、35 番及び 38 番から 41 番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第 2 1 号農地法第 3 条の規定による許可申請の受付番号 34 番、35 番及び 38 番から 41 番の許可について許可することに決定いたしました。受付番号 36 番と 37 番に入る前に 1 番委員の小倉委員は、しばらくの間、退席をお願いします。

議長（溝口 良信）

受付番号 36 番の説明をお願いします。

事務局

受付番号 36 番、受付年月日：令和 8 年 5 月 11 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地 樺山字天神下 5571 番 1 他 4 筆、地目：田、合わせて 4,378 m²、受人の増反による所有権移転（売買）となっております。受人の労働力は、妻と 2 名です。受人は、樺山地区にて、3.5 ha の農地で水稲栽培をされており、農業歴は 50 年です。農機具は、トラクター、ホイールローダー、田植機、コンバイン等を所有しております。農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（前田 万）

受付番号 36 番につきましては、5 月 25 日に第 1 ブロック委員 3 名で現場確認調査をいたしました。譲渡人は〇〇県に在住ですが、農業廃止の為に受人へ所有者移転するものです。受人は新馬場地区に在住で水稲を中心に農業経営を 50 年以上行っております。農地は全て耕作されており、機械能力も十分にあります。状況から見ても効率的に利用できるものと見込まれます。農地の拡大を図るため、所有権移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件など特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、次の受付番号の説明をお願いします。

事務局

受付番号 37 番、受付年月日：令和 8 年 5 月 11 日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地 樺山字天神下 5574 番 1、地目：田、面積は 1,043 m²です。受人の増反による所有権移転（売買）となっております。受人は、樺山地区にて、3.5 ha の農地で水稲栽培をされており、農業歴は 50 年です。農機具は、トラクター、ホイールローダー、田植機、コンバイン等を所有しております。受人の労働力は、妻と 2 名です。農地法第 3 条第 2 項各号には該当せず、取得後のすべての農地を利用すること、通作距離、機械能力、労働力をみても問題がないことから許可要件を満たしております。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

農地利用最適化推進委員（前田 万）

受付番号 37 番につきましても、5 月 25 日に第 1 ブロック委員 3 名で現場確認調査をいたしました。場所の説明は航空写真をご覧ください。譲渡人は町内に在住ですが、農業廃止の為に受人へ所有者移転するものです。受人は 36 番と一緒にですが、水稻を中心に農業経営を 50 年以上行っております。農地は全て耕作されており、機械能力も十分にあります。状況から見ても効率的に利用できるものと見込まれます。農地の拡大を図るため、所有権移転をするものです。利用要件、従事要件、調和要件など特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、議案第 21 号農地法第 3 条の規定による許可申請の許可について受付番号 36 番、37 番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第 21 号農地法第 3 条の規定による許可申請の受付番号 36 番、37 番の許可について許可することに決定いたしました。小倉委員の入室をお願いします。続きまして日程第 7 議案第 22 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 22 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計 1 件 1 筆 32 ㎡、畑が 1 筆 32 ㎡でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第 22 号農地法第 4 条の規定による許可申請の承認についてご説明いたします。総会資料 19 頁 3 番をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。受付番号 3 番、受付年月日：令和 8 年 5 月 11 日、申請人：〇〇〇〇、申請地：新馬場 31 番地 11、登記地目：畑、現況地目：宅地、面積：32 ㎡です。転用目的は追認による一般個人住宅の敷地拡張で、申請により始末書が提出されております。申請理由としては、申請人は申請地隣の 31-10 に居住しておりますが、農地である隣

接地を売却する際、住宅敷地との境界線に余裕を持たせるため、一部分筆し住宅敷地として利用しており、今回是正する為申請するものです。こちらの農地につきましては第一種低層住居専用区域にある農地で、農地法施行規則第44条第3号により第3種農地に区分され許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

1番委員（小倉 休幸）

受付番号3番は5月25日に第1ブロック委員3名で現地調査及び確認をしました。場所の説明は航空写真を御覧下さい。申請人が平成29年に隣接する新馬場31-11を〇〇〇〇〇へ売却すると話があった時に申請地を31-19と31-11に分筆し、31-19を〇〇〇〇〇に売却し、31-11を花壇として利用してきたが、31-11は地目が畑のままであった為、分筆した時に転用しなければならなかったものを放置していた為、今回是正の為に申請をするもので、始末書も提出されており、問題なく許可相当と判断をいたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第22号農地法第4条の規定による許可申請の許可について受付番号3番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第22号農地法第4条の規定による許可申請の受付番号3番について許可することに決定いたしました。続きまして日程第8、議案第23号農地法第5条の規定による許可申請の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第23号農地法第5条の規定による許可申請の承認についてでございます。合計1件1筆534㎡、田が1筆534㎡でございます。詳細につきましては、担当職員がご説明いたします。

事務局

議案第23号農地法第5条の規定による許可申請の承認についてご説明いたします。

総会資料2 1頁をご覧ください。あわせて別冊の航空写真もご覧ください。受付番号19番、受付年月日：令和8年5月7日、受人：〇〇〇〇、渡人：〇〇〇〇、申請地：五本松11番10、登記地目：田、現況地目：雑種地、面積：534㎡です。賃貸借権の設定による一時転用で、転用目的は選挙事務所・駐車場（一時転用）になります。こちらの農地は以前一部転用にて転用許可を得ていますが、許可を得た一部分以外の農地を雑種地として利用していた為、渡人により始末書が提出されております。こちらの農地につきましては第1種住居区域にある農地で、農地法施行規則第44条第3号により第3種農地に区分され立地基準を満たしており、また一般基準も特に問題ない為、許可相当と判断いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

担当委員の説明をお願いします。

1番委員（小倉 休幸）

受付番号19番は5月25日に第1ブロック委員3名で現場確認調査を行いました。場所の説明は航空写真をご覧ください。こちらの農地は一部転用を取得し駐車場として利用されていましたが、今回〇〇〇〇選挙に立候補する為、選挙事務所として利用する事となった為、全体を転用するものであります。選挙終了後も地権者が駐車場として利用するとの事で特に問題なく許可相当と判断いたしました。以上です。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、議案第23号農地法第5条の規定による許可申請の承認について、受付番号19番を許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第23号農地法第5条の規定による許可申請の受付番号19番を承認することに決定いたしました。続きまして、日程第9議案第24号、令和8年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第24号、令和8年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）の承認について求めるもので、総会資料が22頁、及び別紙利用権設定借受候補者推薦書のお目通しをお願いします。

議長（溝口 良信）

今回の候補者につきましては、全体協議会で推薦委員からの説明があった通りであります。

議長（溝口 良信）

なにかご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですので、議案第24号、令和8年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第24号、令和8年度利用権設定借受候補者（推薦農業者）は承認することに決定いたしました。続きまして、日程第10議案第25号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定について提案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第25号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定についてでございます。所有権移転につきまして合計10件20筆16,186㎡、うち田が2筆1,552㎡、畑が18筆14,634㎡でございます。利用権設定につきまして合計34件65筆52,464㎡、うち田が51筆37,994㎡、畑が14筆14,470㎡でございます。ご審議方よろしくをお願いいたします。

議長（溝口 良信）

それでは、農地中間管理機構による所有権移転各筆明細は総会資料24頁31番から25頁の40番までとなっております。利用権設定各筆明細は総会資料26頁189番から31頁222番までとなっております。これにつきまして、なにかご質問、ご意見はありませんか。

2番委員（下石 昭廣）

参考の為に教えてください。所有権移転の31番と32番については農地の集約の為に所有権移転をしたのでしょうか。

議長（溝口 良信）

こちらの農地は所有者が農地を耕作しない為、〇〇〇〇氏にあっせんしたという事

です。

2番委員（下石 昭廣）

わかりました。

議長（溝口 良信）

ほかにご質問、ご意見はありませんか。

議長（溝口 良信）

ないようですから、議案第25号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の意見決定について総会資料の所有権移転に関する総会資料24頁31番から25頁の40番まで、利用権設定に関する総会資料26頁189番から31頁222番について承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第25号農地中間管理事業の推進に関する法律第18条の規定による農用地利用集積等促進計画の利用権設定については承認することに決定いたしました。

議長（溝口 良信）

続きまして、日程第11、議案第26号令和7年度農業委員会及び推進委員等の最適化活動の点検・評価について議案いたします。事務局の説明を求めます。

事務局

議案第26号令和7年度農業委員会及び推進委員等の最適化活動の点検・評価についてでございます。令和7年度の最適化活動について、活動日数、農地集積面積及び集積率、遊休農地の解消及び発生防止、新規就農者への農地の目標及びその実績をふまえ、各委員自らの自己評価に対して総会にて意見をすることとなっております。内容につきましては担当職員が説明をいたします。

事務局

議案第26号令和7年度農業委員会及び推進委員等の最適化活動の点検・評価についてご説明いたします。お手元の資料（別紙資料）をご覧ください。まず、1.推進委員等による最適化活動の実施状況及び点検・評価についてですが、こちらは各委員の方の活動実績と成果実績について記載されております。左の方から活動日数となっておりますが、こちらは令和7年4月から令和8年3月までの活動記録簿を集計

し、年間の合計日数と月当たりの平均活動日数を算出したものとなっています。令和7年度は月当たりの目標を10日と設定しており、ほとんどの委員の方においては目標の達成はしており、委員みなさんの平均では一月あたり13.7日の活動で十分に活動していただいている状況です。右の方の表になりますが、成果実績として農地集積、遊休農地の解消、新規参入の促進となっております。こちらの目標につきましては、町内全体の目標値をブロックごとの農地台帳の面積で按分し、更に農業委員・推進委員の人数で按分したものとなっております。また、実績につきましては農地台帳からの数値を同様に計算して記載しております。次に下の段の2・農業委員会による点検・評価についてですが、こちらはそれぞれ委員の方について全体として標語が記載されております。これは国のガイドラインにおいて示されているもので、最適化活動の実施状況及び点検評価における達成状況に応じた点数が配分され、その合計点数によって決まっている標語となっております。半数以上の委員の方において目標に対し、期待を上回る結果となっております。次に右の欄の方になりますが、こちらはそれぞれの委員の方の前年度の最適化活動において総会の中で点検・評価した意見を記載する欄となっております。参考までにA委員の総会で出された意見を事務局で記載例として記入させていただきました。続きまして資料の2枚目です。令和7年度最適化活動の目標及び実績に対する点検・評価、資料2についてですが、三股町農業委員会全体の目標及び実績を示しております。左の欄の方から、1最適化活動の成果目標として、集積率は80.4%に対し今年度の集積率は46.5%、遊休農地解消の解消については緑区分解消面積0.4haの目標に対して、実績は0.19ha、新規参入の促進は12haの目標に対し、実績は0となっております。続きまして、2.最適化活動の活動目標については推進委員等が最適化活動を行う日数の目標が10日に対して実績は13.7日、活動強化月間目標3回に対し0回、新規参入相談会への参加は目標1回に対し実績1回となっております。3.点検・評価結果は、国のガイドラインによって示された全体的な標語としては目標に対して期待をやや下回る結果となっております。以上、資料1及び資料2について簡単にご説明したところですがこちらをご確認していただき資料1の総会に出された意見の欄につきましては各委員の活動内容等についてご意見の方をよろしくお願いたします。以上です。

議長（溝口 良信）

ただいま、担当職員の方から説明を受けましたが、本来農業委員会として個人ごとに意見をすることになっております。時間の都合もありますので、特にご意見等がなければ全員前回と同様の形でよろしいでしょうか。

議長（溝口 良信）

それでは、ご意見がないようですので、ただいま協議していただいた内容を農業委員会総会の意見として付することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（溝口 良信）

挙手全員ですので、議案第26号令和7年度農業委員会及び推進委員等の最適化活動の点検・評価について、協議内容を農業委員会総会の意見として付することを承認することに決定いたしました。ここでおはかりいたします。5月総会において、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理を要するものについて、議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

議長（溝口 良信）

異議なしと認めます。よって、議決案件等の事項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

以上で、本日の総会に付議された案件は全部議了いたしました。本日は全議案慎重審議していただきまして、誠にありがとうございました。以上で第5回三股町農業委員会総会を終了いたします。

閉 会 10時